

業務説明書

業務名:平城宮跡歴史公園における利用者周遊性向上に向けた移動支援検討業務(平城宮跡の利活用推進事業(西側地区・単独公共))

業務番号:第621-委-1号

業務場所:平城宮跡歴史公園(奈良県奈良市二条大路南三丁目外)

履行期間:契約日～令和6年3月22日まで

選定方法:公募型プロポーザル方式

1. 業務の目的

平城宮跡歴史公園は、広大な園内に施設等が点在していることから、利用者の周遊性向上に向けた移動支援が課題となっている。

本業務では、平城宮跡歴史公園における移動支援について、現行法令、現在の土地利用状況、既存計画※¹及び過年度成果※²を踏まえ、導入するモビリティの選定、運行ルートの設定等、実用化に必要な項目を整理、検討するとともに、実証実験による検証を行った上で、持続可能な事業スキームを立案することを目的とする。

※1 既存計画

『国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域 基本計画』

<http://www.kkr.mlit.go.jp/asuka/heijo/basic/pdf/kihon.pdf>

『平城宮跡歴史公園拠点ゾーン整備計画』

<http://www.pref.nara.jp/item/109911.htm#moduleid53310>

『平城宮跡歴史公園 県営公園区域 基本計画』

<http://www.pref.nara.jp/item/240166.htm>

『平城宮跡歴史公園南側地区 整備計画』

<https://www.pref.nara.jp/item/291591.htm#itemid291591>

※2 過年度成果

『第321-委-1号 令和4年度 平城宮跡歴史公園における利用者周遊性向上に向けた移動支援検討業務(平城宮跡の利活用推進事業(西側地区・単独公共))報告

書』

技術提案書作成時に閲覧(貸与)可能

2. 業務概要

- ①業務名: 平城宮跡歴史公園における利用者周遊性向上に向けた検討業務
(平城宮跡の利活用推進事業(西側地区・単独公共))
- ②業務番号: 第621-委-1号
- ③業務対象区域: 平城宮跡歴史公園(奈良県奈良市二条大路南三丁目外)
(国土交通省、文化庁、奈文研管理エリアを含む平城宮跡歴史公園全体を対象とする。)
- ④業務の内容:
 - (1) 計画準備
 - (2) 導入モビリティの選定、運行ルートの設定等の検討
 - (3) 実証実験
 - (4) 事業スキームの立案
 - (5) 打合せ協議
 - (6) 成果品の作成
- ⑤履行期間: 契約日～令和6年3月22日まで
- ⑥業務量の目安: 13,500千円(税込)を限度とする。

3. 業務の内容

(1) 計画準備

① 先行事例の収集、整理

下記事項について先行事例を収集し、現行法令、現在の平城宮跡歴史公園内の土地利用状況等の条件を踏まえ、平城宮跡歴史公園内での実施可能性について整理を行う。

- ・公園内及びその周辺の公道において実施している移動支援や走行しているモビリティの種類、ルート
- ・移動支援と併せて実施されている付加価値サービス
- ・利用者の満足度を向上させるモビリティの機能
- ・事業スキーム

② 平城宮跡歴史公園内及びその周辺の公道を走行する際の課題整理

公園全体の移動支援の実用化を見据え、下記事項について整理を行う。

- ・平城宮跡歴史公園内の園路を走行する際の課題
- ・平城宮跡歴史公園周辺の公道を走行する際の課題

なお、移動支援に関する近年の社会の動向や法令、規制等、今後の移動支援導入の判断に必要な条件を踏まえること。

(2) 導入モビリティの選定、運行ルートの設定等の検討

① 導入モビリティの選定

(1)の整理を踏まえ、平城宮跡歴史公園内及びその周辺の公道において、現行法令上走行可能なモビリティを選定する。

また、モビリティは一度に 10 人以上乗車できるものを選定すること。

(運転者を含む)

② 運行ルートの設定

(1)の整理を踏まえ、平城宮跡歴史公園内及びその周辺の公道において、現行法令上走行可能なルートを設定する。ルートは3案程度検討し、協議の上最適案を設定すること。また、ルート設定における留意事項については別紙を参照すること。

③ 付加価値サービス及び利用者の満足度を向上させるモビリティの機能の検討

(1)の整理を踏まえ、平城宮跡歴史公園において実施可能な付加価値サービス及び利用者の満足度を向上させるモビリティの機能について検討する。

(3) 実証実験

① 許認可申請の実施

実証実験の実施に先立ち、各関係機関と必要な協議や許認可申請等を実施する。

② 実証実験実施計画書の作成

実証実験の実施に先立ち、使用するモビリティ、運行ルート、実験期間、安全対策、付加価値サービス、参加者の募集方法、参加者に対するアンケート及びその実施方法、新型コロナウイルス感染症感染防止策等についてとりまとめた実施計画書を作成する。

③ 実証実験の実施

実証実験の実施は、平常時(イベント開催時以外)を含む14日(発注者より別途指定)を想定している。

予約システムを利用し事前予約の受付を行うこと。

実証実験に要する費用は受注者負担。

④ プレスデー対応

幅広く実験参加を促すため、実証実験の実施に先立ち、メディアへの事前周知、半日～一日（発注者より別途指定）の公開試験運転及び当日のメディア受付等の対応を行うこと。（メディアへの事前周知及び当日のメディア受付等の対応については発注者と要協議）

⑤ 効果検証

実証実験における課題、効果の整理、アンケート結果の検証を行い、実証実験実施報告書を作成する。

(4) 事業スキームの立案

① 実用化に向けた分析

(2)の検討及び(3)の実証実験の結果を検証し、民間事業者へのヒアリングの上、実用化に向けた分析を行う。

② 事業スキームの立案

①の分析結果を踏まえ、事業スキームを3案程度立案する。
その際、収支計画を具体的に策定すること。

4. 打合せ協議

① 発注者との打合せ協議

本業務における発注者との打合せは、業務着手時、中間打合せを4回、成果品納入時の計6回行うものとする。なお、打合せには、管理技術者が立ち会うものとする。

また、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打ち合わせ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する様な質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し提出するものとする。

② 関係機関との協議

(2)(3)(4)の検討、実験、立案にあたっては、各関係機関と必要な協議を実施する。また、発注者との協議を経て、各関係機関との協議における資料及び議事録の作成を行う。

5. 成果品

本業務は、電子納品対象業務とする。

成果品は、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領(案)」に基づいて作成した電子成果品を提出するとともに、報告書等を納品する。

成果品として報告書を提出する際には、次のとおりとし、完成時に調査職員の

承諾を受けること。

- (1) 報告書:2部(正、副:キングファイル)
再生紙、A4版(図面がある場合は、A3折り込み)
- (2) 報告書概要版(報告書を要約したもの):2部
再生紙、A3ホッチキス止め
- (3) 報告書の電子データ(PDF/Word):2部(CD-R)
- (4) その他発注者が指示するもの

6. 再委託について

- (1) 受注者は、次に掲げる本業務の「主たる部分」の再委託を行うことはできない。
 - ① 業務の履行管理、総合的企画、手法の決定及び技術的判断等
 - ② 分析業務等における手法の決定、及び技術的判断
- (2) 受注者はコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、資料処理等の簡易な業務については、再委託を行うことができる。この場合において、契約書等に基づく書面による発注者の承諾は不要とする。
- (3) 受注者は、上記(1)(2)に規定する業務以外について再委託を行う場合は、契約書等に基づく規定により、発注者の承諾を得る必要がある。
- (4) 上記(2)(3)に基づく規定により再委託を行う場合は、次に掲げる要件を満たす必要がある。
 - ・受注者と再委託の相手方との契約を書面により明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して、適切な指導、管理の下に業務を実施させること。

7. 資格要件

本業務を行うにあたり、管理技術者のほか、照査技術者を1名、担当技術者は3名までを配置すること。ただし、各技術者の兼任は不可とする。

管理技術者及び照査技術者は、次に掲げる①～④のいずれかの資格を有すること。

- ① 技術士(総合技術監理部門-「建設」)
- ② 技術士(建設部門)
- ③ 建設コンサルタント登録規定第3条第1号口に該当するもの
- ④ シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)

なお、管理技術者及び照査技術者は、①及び②にあつては「都市及び地方計画」を、③及び④にあつては「都市計画及び地方計画」の資格を有すること。

8. その他

- (1) 本業務の履行にあつては、本業務説明書によるほか、「土木設計業務等共

通仕様書(令和2年10月奈良県県土マネジメント部)」(以下、「共通仕様書」という。)によるものとする。

- (2) 業務内容が変更となる可能性が生じた場合には、都度調査職員と協議するものとする。
- (3) その他本業務の履行に際し、疑義が生じた場合には、調査職員と協議し、その指示に従わなければならない。
- (4) 業務遂行の過程で得られた図表等の著作権、一切の知的所有権は発注者に属するものとする。
- (5) 履行期間後においても、成果品について誤りや不備があった場合は、受注者は速やかに対応し、修正を行うものとする。